

## 目 次

### 1 金庫の性格

Q 1	金庫の非商人性	2
Q 2	金庫の非商人性と貸金債権の消滅時効の管理	4
Q 3	金庫の非商人性と商事留置権	7
Q 4	金庫の非商人性と遅延損害金の法定利率	8
Q 5	金庫への独禁法の適用	11

### 2 会員資格

#### (1) 総論

Q 6	金庫の会員制度	14
Q 7	会員資格における地区	16
Q 8	会員制度の趣旨	17

#### (2) 個人の会員資格

Q 9	個人の会員	19
Q10	未成年者の会員資格	21
Q11	地区内勤務者（単身赴任者）の会員資格	23
Q12	海外在住の非居住者の会員資格	24
Q13	外国人の会員資格	25
Q14	地区外の隣県に居住する個人商店主の会員資格	27
Q15	住所は地区外であるが、地区内にアパートを所有している者の会員資格	29
Q16	地区外に住民票を残したまま地区内の会社に勤務する者の会員資格	30
Q17	地区内の大学に通学する学生の会員資格	31
Q18	地区内転居予定者の会員資格	33

Q19	地区内に住居を有するアルバイトの会員資格	34
Q20	カウンセラーの会員資格	35
Q21	地区外居住の法人役員の会員資格	36
Q22	地区内に事業所を有する上場会社の取締役（住所・居所が地区外の場合）の会員資格	38
Q23	地区内に本社がある会社の取締役（地区外の事業所に常駐し住所・居所が地区外にある場合）の会員資格	40
Q24	地区内にある会社の社長の会員資格	41
Q25	共同相続人による借入金の相続と会員資格	42
Q26	地区外相続人によるアパートローンの存続の可否	45
<b>(3) 法人・団体の会員資格</b>		
Q27	株式会社の会員資格の認定時期	47
Q28	法人事業者の従業員数と資本金	49
Q29	上場会社の会員資格	51
Q30	子会社の会員資格	53
Q31	外国法人の会員資格	55
Q32	新規設立会社の会員資格	57
Q33	複数の事業所の従業員の数	58
Q34	パート社員の数と会員資格	60
Q35	本社が地区外にあり工場が地区内にある株式会社の会員資格	62
Q36	医療法人の会員資格	64
Q37	社会福祉法人である老人ホームの会員資格	67
Q38	介護業務と医療業務を行う医療法人の会員資格	69
Q39	地区内にある宗教法人の従たる事務所の会員たる資格	71
Q40	地方公共団体の会員資格	72
Q41	国立大学法人の会員資格	73
Q42	公立大学法人の会員資格	74
Q43	一般社団法人の会員資格	76
Q44	市街地再開発組合の会員資格	77
Q45	NPO 法人の会員資格	78
Q46	権利能力なき社団の会員資格	80
Q47	地縁団体の会員資格	82

#### (4) 卒業会員

Q48	卒業会員取得前の既往貸付が卒業会員期間を超過する場合の対応	83
Q49	卒業会員の会員資格の再取得	85
Q50	卒業会員資格の再取得と会員期間の通算	87
Q51	卒業会員の会員資格の再取得と再出資	89
Q52	融資取引の存続と卒業会員資格の取得	91

#### (5) 貸付

##### ① 個人

Q53	地区外へ住民票を移した借入人の会員資格の維持・喪失	93
Q54	地区外に住所と勤務先がある単身赴任者に対する住宅リフォーム資金の貸付	95
Q55	小口員外貸出と代理貸付	97
Q56	地区外相続人が相続したアパートローン存続の可否	98
Q57	海外在住の非居住者の会員資格	99
Q58	海外赴任者に対する住宅ローンやリフォーム資金の貸付と会員資格	100
Q59	海外単身赴任者に対する代理貸付のプロパー貸付へのシフトと会員資格	102
Q60	事後地区外貸付の存続と持分の払戻しの要否	103
Q61	地区内にある会社の監査役に対する貸付	105
Q62	貸付における会員資格と貸付実行の要件	106
Q63	地区内に住所のない製造業者の工業団地内進出に伴う貸付における会員資格	109
Q64	地区内に住所のない未開業医師の開業資金貸付における会員資格	111
Q65	信金中央金庫の代理貸付における会員資格	113
Q66	会員資格のない者に対する員外預金担保貸付	115
Q67	連帯債務における会員資格	117
Q68	地区外に住所を有する者を連帯債務者とする借入の申出への対応	119
Q69	債務保証取引における会員資格	121
Q70	保証人による併存的債務引受	122

##### ② 法人・団体

Q71	事業実態のない会社に対する新規貸付	124
Q72	会員資格のない者向けの転貸資金の会員に対する貸付	126

Q73	地区外にある子会社のための転貸資金の貸付	128
Q74	新会社の設立と他行貸付金の肩代わり	130
Q75	シンジケートローンにおける借入人の会員資格	132
Q76	地方公共団体に対するシ・ローンへの参加	134
Q77	遠隔地の借入人に対するシ・ローンへの参加	135
Q78	ローン・パーティシペーションにおける債務者の会員資格	137
Q79	資産流動化における SPC の会員資格	139
Q80	PFI 取引における会員資格	140
Q81	持株会社の会員資格と新規貸付取引の可否	142
Q82	非居住者の出資による株式会社の会員資格	144
<b>(6) 海外子会社等</b>		
Q83	会員または卒業会員の外国孫会社向けの直接貸付	146
Q84	外国会社の日本現地法人の会員資格	148
Q85	外国子会社への転貸資金の貸付	150
Q86	会員の外国子会社への直接貸付の可否	151
Q87	会員の外国子会社への借入の債務保証の可否	154
Q88	会員または卒業会員の外国子会社に対して直接貸付を行う際の外 為法上の問題点	155
Q89	卒業会員の外国子会社への借入の債務保証の可否	156
Q90	会員である親会社の保証による外国子会社への他行貸付の肩代わ りの可否	158
Q91	外国子会社が受けている借入を被保証債務とする旨の親会社の保 証依頼の可否	160
Q92	外国子会社の設立と他行貸付金の肩代わりの可否	161
Q93	スタンドバイ信用状の利用から外国子会社への直接貸付へのシフ ト	163
Q94	「外国子会社」の認定における「直接出資分」と「間接出資分」の 合算	164
Q95	会員の海外支社・支店の資金需要への対応	166
Q96	外国法人等の設立後事業を開始するまでの直接貸付	167
Q97	外国法人等の資金調達額の総額と外国子会社の認定	169
<b>(7) その他</b>		
Q98	排出権取引と会員資格	172

<b>Q99</b>	貸付債権信託受益権購入（取得）における債務者の会員資格	173
<b>Q100</b>	会社分割（吸収分割）と会員資格	174
<b>Q101</b>	会社分割（新設分割）と会員資格	175

### 3 員外貸付

<b>Q102</b>	員外貸付	178
<b>Q103</b>	地区外の者からの預金の受入とその預金を担保とする貸付	180
<b>Q104</b>	家族名義預金による員外預金担保貸付	182
<b>Q105</b>	小口員外貸出と員外預金担保貸付の関係	183
<b>Q106</b>	小口員外貸出と制度融資の関係	185
<b>Q107</b>	会員資格を有しない者による債務の相続	187
<b>Q108</b>	合併により会員資格を喪失した会社に対する卒業生金融	189
<b>Q109</b>	会員が地区外に移転したために生じた員外貸付	193
<b>Q110</b>	非会員たる相続人に対する貸付	195
<b>Q111</b>	事後員外貸付の金利引下げと存続	197
<b>Q112</b>	非会員たる割引手形の振出人に対する貸付	199
<b>Q113</b>	無効な員外貸付と担保・保証の効力	201
<b>Q114</b>	非会員たる物上保証人に対する貸付	203
<b>Q115</b>	非会員たる連帯保証人に対する貸付	205
<b>Q116</b>	非会員たる上場企業に対する預金担保貸付	207

### 4 加入・脱退

#### (1) 加入

<b>Q117</b>	通称・芸名による加入申込	210
<b>Q118</b>	相続加入の要件	212
<b>Q119</b>	会員資格を有する被保佐人・被補助人の単独での加入申込	214
<b>Q120</b>	会員加入に際しての金庫の承諾義務	216
<b>Q121</b>	大口出資の制限	219

## (2) 脱退

Q122	倒産による会員の行方不明	221
Q123	会社の解散と法定脱退の時期	223
Q124	異時破産手続廃止と法定脱退の効力の消長	225
Q125	所在不明会員の脱退	227
Q126	会員の除名手続	229
Q127	保証債務の不履行と除名事由	233
Q128	除名の際の出資証券の取扱い	235
Q129	法定脱退の勘定処理	238
Q130	事後員外（地区外）貸付の業務報告書への記載	241
Q131	脱退事由の生じている会員が総代会で議決権を行使した場合の 決議の効力	242
Q132	脱退者に対する配当金の支払	243
Q133	事業年度終了前における脱退者に対する持分の払戻しの可否	246

## 5 出資持分

Q134	金庫が会員の持分の一部を譲り受けることの可否	250
Q135	出資証券の不発行	252
Q136	出資証券の紛失と再発行	255
Q137	剰余配当金通知の要否	257
Q138	出資証券の併合と分割	258
Q139	出資配当金の計算方法	259
Q140	出資配当金の消滅時効期間	260
Q141	出資名義書換停止の法的根拠	262
Q142	持分の質受け	264
Q143	会社分割により持分を承継する際の金庫の承諾の要否	266
Q144	出資1口の金額の増加と総会員の同意	267
Q145	貸付金と出資金との相殺	269
Q146	破産手続における貸付金と持分との相殺	271
Q147	民事再生手続における貸付金と持分との相殺	274
Q148	会社更生手続における貸付金と持分との相殺	276

Q149	特別清算手続における貸付金と持分との相殺	278
Q150	貸付金と持分譲受代金債権との相殺	280
Q151	持分に対する強制執行	282
Q152	差し押さえた持分の換価	285
Q153	持分に対する滞納処分	288
Q154	滞納処分による差押えを受けた出資金（持分）の支払	290
Q155	持分差押え後に生じた剰余金配当請求権に対する差押えの効力	292
Q156	債権差押通知書によって持分を差し押さえた場合の差押えの効力	295
Q157	差押通知書と予告通知書が同時に送達された場合における予告通知の効力	298
Q158	予告通知書と譲受請求書が同時に送達された場合における譲受請求の効力	302
Q159	持分に差押えがあった後における自由脱退	304
Q160	借入人である再生債務者に対する出資金の払戻しの拒否	306
Q161	持分払戻請求権の消滅時効の起算点	309
Q162	出資総額の最低限度	312
Q163	持分の一部相続	314

## 6 役員の定数・報酬・義務等、役員等の責任

<b>(1) 役員の任期・定数等</b>		
Q164	金庫と役員との関係	318
Q165	役員欠格事由	320
Q166	役員任期の伸長	322
Q167	役員定数	324
<b>(2) 理事の報酬・権限等</b>		
Q168	理事の報酬	326
Q169	理事の義務	328
Q170	理事が総代を兼ねることの適否	332
Q171	計算書類の監事への提出期限	334
Q172	理事の辞任と承認	337

Q173	理事の解任手続	339
<b>(3) 監事の報酬・権限等</b>		
Q174	監事の選任議案についての監事の同意権等（特定金庫）	341
Q175	監事の報酬	343
Q176	監事の義務	345
Q177	辞任監事の総代会出席権・意見陳述権	348
Q178	監事の業務監査権限	349
Q179	員外理事・員外監事	353
Q180	常勤監事（特定金庫）	355
<b>(4) 役員等の責任</b>		
Q181	役員等の金庫に対する責任	357
Q182	役員等の第三者に対する責任	361
Q183	役員等の金庫または第三者に対する損害賠償の連帯責任	364
Q184	役員等の責任の免除	366
Q185	役員等の責任限定	368
Q186	役員等に対する責任追及の訴え	369
Q187	役員賠償責任保険の保険料を金庫が支払うことの可否	373
Q188	役員等に対する責任追及の訴えと文書提出命令	376

## 7 理事会

Q189	理事会の権限	382
Q190	理事会の運営	385
Q191	内部統制システムの構築	389
Q192	理事会の書面決議	394
Q193	理事会議事録の閲覧請求	396
Q194	理事会議事録等の作成方法および備置場所	398
Q195	利益相反取引と理事会の承認	401
Q196	理事に対する預金担保貸付と理事会の承認	406
Q197	監事に対する貸付に際しての理事会の承認	408
Q198	理事に就任する際の既借入住宅ローンについての理事会の承認	409
Q199	役員が総合口座取引を行う場合の理事会の承認	411



<b>Q200</b>	理事会決議に基づく行為と連帯責任	413
-------------	------------------	-----

## 8 総代および総代会

<b>Q201</b>	総代会制度と総代の選任方法	416
<b>Q202</b>	総代会の権限	419
<b>Q203</b>	総代会の決議の要件	421
<b>Q204</b>	会員（総代）による議決権行使の方法	423
<b>Q205</b>	総代の定数に欠員が生じた場合の措置	426
<b>Q206</b>	法人総代の代表者の異動	429
<b>Q207</b>	総代会議長の権限	431
<b>Q208</b>	総代の任期	434
<b>Q209</b>	会員による総代会の傍聴	435

## 9 その他

<b>Q210</b>	独立行政法人と大口信用供与規制	438
<b>Q211</b>	金庫傘下の子法人、関連法人等の業務範囲	442
<b>Q212</b>	信金法における支配人の権限・役割	446
<b>Q213</b>	執行役員制度	449
<b>Q214</b>	金庫の事業の追加（地域活性化等に資する事業）	454

# 1

## 金庫の性格

---

Question & Answer

# Q1

## 金庫の非商人性

金庫は商法上の商人に該当しますか。また、商人に該当しないとした場合、金庫はどのような点に留意して取引すべきですか。

**A**

金庫は商法上の商人に該当しません。したがって、金庫は非商人性を前提として取引をする必要があります。具体的な留意点としては、平成 29 年の民法改正前は、貸金債権の消滅時効管理、商事留置権の成否および損害賠償請求における遅延損害金の法定利率などがありました。しかし、平成 29 年の民法改正に伴い、商事法定利率に関する改正前商法 514 条の規定、および商事消滅時効に関する改正前商法 522 条が削除されたため、現在の主な留意点は、商法 521 条の商事留置権の成否です。



### 解説

これまで、協同組織金融機関たる金庫や信組の商人性が争われた事案に関する最高裁判決としては、信組の貸金債権の消滅時効期間に関するもの（最判昭和 48・10・5 金判 392 号 11 頁、以下「昭和 48 年判決」という）および金庫の商事留置権の成否に関するもの（最判昭和 63・10・18 民集 42 巻 8 号 575 頁、以下「昭和 63 年判決」という）の 2 つがあり、いずれも「商法上の商人には当たらないとするのが相当である」と判断しています。

また、比較的最近になって、最高裁は信組の商人性を否定し、その預金払戻債務の履行遅滞に伴う遅延損害金につき、民事法定利率である年 5 分を適用すべきであると判断しました（最判平成 18・6・23 金判 1252 号 16 頁、以下「平成 18 年判決」という。この判決を簡潔に紹介するものとして、平野英則「協同組織金融機関の非商人性と遅延損害金の法定利率」銀法 664 号 1 頁）。

上記最高裁判決のうち、昭和 63 年判決のみが金庫に関するものであり、昭和 48 年および平成 18 年の両判決は信組に関するものですが、金庫および信組はともに協同組織金融機関とされており（通説。上柳 19 頁）、信組に関する最高裁判決も金庫の実務を考えるうえで参考になります。

これらの一連の最高裁判決は、協同組織金融機関の非商人性を認定しており、平成 29 年の民法改正前は、金庫業界全般の金融実務、特に、貸金債権消滅時効の管理、有価証券担保権取得の要否に関する判断および法定利率の計算等の実務に影響を及ぼしていましたが（平野・前掲 1 頁）、現在では、そのうち、主に民法改正後も削除されずに残っている商法 521 条の商事留置権の成否に関する判決が、実務上、重要な判決となりました。

（平野英則）

## Q2

### 金庫の非商人性と貸金債権の消滅時効の管理

金庫は、その非商人性との関係で、貸金債権の消滅時効の管理に際し、どのような点に留意すべきですか。

**A**

協同組織金融機関たる金庫は非商人ですが、平成 29 年の民法改正前は、その貸金債権は常に民事債権として 10 年の消滅時効期間（改正前民法 167 条 1 項）が適用されるわけではなく、顧客の商人性および金庫と顧客との取引の商行為性により、民事消滅時効期間の 10 年が適用される場合と商事消滅時効期間の 5 年間（改正前商法 522 条 1 項本文）が適用される場合があります。

したがって、平成 29 年の民法改正前は、顧客の商人性および金庫と顧客との取引の商行為性を見極めたうえで、貸付債権の消滅時効管理をする必要がありましたが、平成 29 年の民法改正により、商事債権の消滅時効に関する改正前商法 522 条が削除され、民事債権および商事債権の両者に改正民法 166 条が適用されることとなったため、債権者である金庫は、貸付債権を行使することができることを知った時から 5 年間（同条 1 項）、または、貸付債権を行使できる時から 10 年間で消滅時効が完成するものとして時効管理をすることが必要となりました（同条 2 項）。



### 解説

昭和 48 年判決は、信組の商人性は否定したものの、借入人の商人性を通じて貸付取引の商行為性を認定することにより、改正前商法 522 条の商事消滅時効期間の 5 年間で適用したものであり、平成 29 年の民法改正前は、協同組織金融機関の債権（消滅時効）管理上非常に重要な判決でした。

平成 29 年の民法改正前に、協同組織金融機関の債権に商事消滅時効が

適用されていたのは、協同組織金融機関または顧客の双方またはいずれか一方にとって商行為となる場合でした。

### (1) 顧客が商人である場合

平成 29 年の民法改正前は、協同組織金融機関は非商人ですが、顧客が商行為をすることを業とする商人である場合には（商法 4 条 1 項）、その間の取引（商行為）から生じる債務には商事消滅時効が適用されていました（改正前商法 522 条）。

### (2) 協同組織金融機関の行為および／または顧客の行為が商行為である場合

平成 29 年の民法改正前は、協同組織金融機関の行為および顧客の行為の双方が商行為である場合はもちろんのこと、協同組織金融機関の行為または顧客の行為のいずれか一方が商行為である場合にも（注）、その間の取引（商行為）から生じる債務には、商事消滅時効が適用されていました（改正前商法 522 条）。

また、平成 29 年の民法改正前は、協同組織金融機関と顧客の商人性および商行為性の観点から 2 段階的に検討し、下記のマトリックスのように、その債務（権）に商行為性がない場合にのみ民事消滅時効が適用され、それ以外の場合はすべて商事消滅時効が適用されていました。

（○：あり、×：なし）

商人性／商行為性	協同組織金融機関	顧客	債務の商行為性	消滅時効
商人性	×	○	○	商事（5 年）
	×	×	×	民事（10 年）
商行為性	○	○	○	商事（5 年）
	○	×	○	商事（5 年）
	×	○	○	商事（5 年）
	×	×	×	民事（10 年）

したがって、平成 29 年の民法改正前は、顧客（借入人）の商人性と取引の商行為性を分析したうえで、その取引から発生した債権に適用される消滅時効が商事・民事のいずれであるかを見極めて、時効期間の管理をすることが肝要でした（同旨、平野・銀法 664 号 1 頁（Q1））。

しかしながら、平成 29 年の民法改正に際し、たとえば、商人である銀

行の貸付債権には商事消滅時効である5年（改正前商法522条）が適用され、商人でない信用金庫の貸付債権には民法の消滅時効である10年（改正前民法167条1項）が適用されるなど、いずれの時効期間が適用されるのか判断が容易でない事案が少なくなく、Q1に掲げた最高裁判決の事案のように、この点が争われることも多かったことから、商事債権の消滅時効に関する改正前商法522条は削除されました（筒井＝松井『一問一答』54頁）。

平成29年の民法改正により、民事債権および商事債権の両者に改正民法166条が適用されることとなったため、債権者である金庫は、貸付債権を行使することができることを知った時から5年間（同条1項）、または、貸付債権を行使できる時から10年間で消滅時効が完成するものとして時効管理をすることが必要となりました（同条2項）。

したがって、債権者である金庫は、主観的に貸付債権を行使することができることを知った時から5年間（同条1項）、または、客観的に貸付債権を行使できる時から10年間で消滅時効が完成するものとして、時効管理をすることが必要です（同条2項）。

なお、実務的には、債権者である金庫は、貸付債権を行使することができることを知っているのが通常ですから、上記改正前のマトリックスのすべての場合において、主観的起算点から5年で時効消滅するという前提で時効期間の管理をするのが堅実な手法といえます（主観的起算点および客観的起算点については、筒井＝松井・前掲55頁～56頁参照）。

（注） 通説・判例は、本条にいう商行為により生じた債権とは、債権者または債務者の一方のために商行為となる行為により発生すれば足りるとしています。判例として、大審院明治44年3月24日判決（民録17輯159頁）があります。

（平野英則）

## Q3

## 金庫の非商人性と商事留置権

金庫は、その非商人性との関係で、取立を委任された手形について、商事留置権が成立するのですか。

A

商事留置権は、商行為の当事者双方が商人であることを要件としていますので（商法 521 条）、協同組織金融機関たる金庫の商人性が否定される以上、金庫が商事留置権を取得することはありません。



## 解説

昭和 63 年判決（Q 1 参照）は、金庫の商事留置権の成否が争われた事案において、金庫の商人性を否定することにより、商人間で双方のために商行為である場合に適用される商事留置権（商法 521 条）の成立を否定したものです。

この判決を前提に、金庫の商事留置権の成否を表すと、下記の表のようになります。

（○：あり、×：なし）

商人性	協同組織金融機関	取引先	商事留置権
商人性	×	○	不成立
	×	×	不成立

したがって、金庫は、平成 29 年の民法改正後も、従来と同様に商事留置権の成立を前提としない融資実務対応が必要であり、取引先の信用状態に応じ、必要があれば、取立手形を担保として徴求することが肝要です（同旨、平野・前掲銀法 664 号 1 頁（Q 1））。

（平野英則）



## Q 4

### 金庫の非商人性と遅延損害金の法定利率

金庫の非商人性との関係で、金庫が負担する金銭債務についての遅延損害金の法定利率は、どのように決定されるのですか。

**A**

平成 29 年の民法改正前は、協同組織金融機関たる金庫は非商人ですが、金庫が負担する金銭債務についての遅延損害金の法定利率は、顧客の商人性の有無および金庫と顧客との取引の商行為性の有無により、民事法定利率である年 5 分（改正前民法 404 条）と商事法定利率である年 6 分（改正前商法 514 条）のいずれが適用されるかが決まっていました。

しかし、平成 29 年の民法改正により、商事法定利率に関する改正前商法 514 条が削除されたため、改正民法 404 条 1 項の原則に従い、法定利率は、民事債権または商事債権を問わず、一律に年 3 %（同条 1 項）が適用されることとなりました。



### 解説

平成 18 年判決（Q 1 参照）は、信組および顧客の商人性を否定したうえで、預金取引の商行為性も否定し、預金払戻債務の履行遅滞による遅延損害金につき、改正前民法 404 条に従い民事法定利率である年 5 分を適用すべきであると判断したものです。

平成 29 年の民法改正前は、改正前商法 514 条により、協同組織金融機関の債務に商事法定利率が適用される局面は、協同組織金融機関または顧客のいずれか一方にとって商行為となる場合であり、具体的には、次の場合でした。

#### (1) 顧客が商人である場合

平成 29 年の民法改正前は、協同組織金融機関は非商人ですが、顧客が商行為をすることを業とする商人である場合には（商法 4 条 1 項）、その

間の取引（商行為）から生じる債務の法定利息には、商事法定利率が適用されていました（改正前商法 514 条）。

(2) 協同組織金融機関の行為および／または顧客の行為が商行為である場合

平成 29 年の民法改正前は、協同組織金融機関の行為および顧客の行為の双方が商行為である場合はもちろんのこと、協同組織金融機関の行為または顧客の行為のいずれか一方が商行為である場合にも（注）、その間の取引（商行為）から生じる債務の法定利息には、商事法定利率が適用されていました（改正前商法 514 条）

平成 29 年の民法改正前は、協同組織金融機関と顧客の商人性および商行為性の観点から 2 段階的に検討すると、下記のマトリックスのように、その債務（権）に商行為性がない場合にのみ民事法定利率が適用され、それ以外の場合はすべて商事法定利率が適用されていました。

（○：あり、×：なし）

商人性／商行為性	協同組織金融機関	顧客	債務の商行為性	法定利率
商人性	×	○	○	商事（6％）
	×	×	×	民事（5％）
商行為性	○	○	○	商事（6％）
	○	×	○	商事（6％）
	×	○	○	商事（6％）
	×	×	×	民事（5％）

したがって、平成 29 年の民法改正前は、金庫は、顧客の商人性と取引の商行為性を分析し、自金庫の遅延利息に適用される法定利率が商事・民事のいずれであるかを見極めたうえで対応することが肝要でした（同旨、平野・前掲銀法 664 号 1 頁（Q1））。

しかし、平成 29 年の民法改正に際し、改正前民法 404 条が定める民事法定利率の年 5％は、昨今では市中金利を大きく上回る状態が続いているため、改正民法 404 条 2 項を新設し、年 3％に引き下げました（筒井＝松井『一問一答』78 頁）。

また、商人はより有利に資金を運用できるはずであるという前提で、改

正前商法 514 条は、改正前民法 404 条が定める民事法定利率の年 5 % よりも、1 % 高い年 6 % の商事法定利率を定めていましたが、改正民法 404 条 3 項～5 項において法定利率について後述の「緩やかな変動制」を採用したことから、合理性に乏しいものとして、削除されました（筒井＝松井・前掲 82 頁）。

その結果、平成 29 年の民法改正により、法定利率は、民事債権または商事債権を問わず、一律に年 3 % となったため（同条 2 項）、改正前の上記マトリックスのすべての場合に、金庫は 3 % が適用されることを前提に、実務処理をする必要があります。

さらに、改正民法 404 条は、法定利率について「緩やかな変動制」を採用し、金利の一般的動向を示す数値を指標とし、その数値が大きく変動した場合に、法定利率をその変動に合わせて緩やかに上下させる旨を定めています（同条 3 項～5 項、附則 15 条。詳細は、筒井＝松井 81 頁～82 頁を参照）。

したがって、金庫は、法定利率の適用に際しては、変動の有無に留意する必要があります。

なお、いったん適用された法定利率は、その後に法定利率に変動が生じても変動しませんので、注意を要します（改正民法 404 条 1 項・419 条 1 項。筒井＝松井・前掲 86 頁参照）。

（注） 通説・判例は、債務が債権者または債務者の一方のために商行為となる行為により発生すれば足りるとしています。判例として、最高裁昭和 30 年 9 月 8 日判決（民集 9 卷 10 号 1222 頁）があります。 （平野英則）

## 【著者紹介】（五十音順）

- 麻生裕介 学習院大学法学部卒業。2004年弁護士登録。同年シティ  
ユーワ法律事務所入所、現在に至る。
- 岡野正明 中央大学法学部卒業。1978年埼玉縣信用金庫入庫、経営  
企画部、コンプライアンス統括部、事務集中部等歴任、  
2023年同金庫退職。
- 近藤祐史 東京大学法学部卒業。2005年弁護士登録。同年シティユ  
ーワ法律事務所入所、2017年より同事務所パートナー、  
現在に至る。
- 田中敏夫 中央大学法学部卒業。1973年朝日信用金庫入庫、2015年  
6月同金庫退職。同年7月より2021年3月まで一般社  
団法人全国信用金庫協会全国しんきん相談所勤務。
- 平野英則 明治大学法学部卒業。1974年東京銀行（現三菱UFJ銀行）  
入行。2001年筑波大学大学院（企業法学専攻）修了。  
2003年信金中央金庫に入庫。2008年より拓殖大学商学部  
非常勤講師。2010年より日本大学法学部非常勤講師。  
2012年西武信用金庫に入庫、2017年同金庫退職。

---

## 四訂 信用金庫法の実務相談

---

2008年6月10日 初版第1刷発行  
2010年12月25日 改訂第1刷発行  
2018年9月15日 三訂第1刷発行  
2018年11月1日 第2刷発行  
2023年6月15日 四訂第1刷発行

編 者 経 済 法 令 研 究 会  
発 行 者 志 茂 満 仁  
発 行 所 (株) 経 済 法 令 研 究 会  
〒162-8421 東京都新宿区市谷本村町3-21  
電話 代表 03(3267)4811 制作 03(3267)4823  
<https://www.khk.co.jp/>

---

営業所／東京03(3267)4812 大阪06(6261)2911 名古屋052(332)3511 福岡092(411)0805

---

カバーデザイン・本文レイアウト／牛込幸男  
制作／船田 雄 組版・印刷・製本／音羽印刷(株)

---

© Keizai-horei Kenkyukai 2023 Printed in Japan

ISBN978-4-7668-2488-9

☆ 本書の内容等に関する追加情報および訂正等について ☆

本書の内容等につき発行後に追加情報のお知らせおよび誤記の訂正等の必要が生じた場合には、  
当社ホームページに掲載いたします。

(ホームページ [書籍・DVD・定期刊行誌](#) メニュー下部の[追補・正誤表](#))

定価はカバーに表示してあります。無断複製・転用等を禁じます。落丁・乱丁本はお取替えます。